

## 人間環境大学大学院看護学研究科教育課程および履修方法に関する規程

(準拠)

第1条 本規程は、人間環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第28条2項の規定に基づき、教育課程および履修方法について定める。

2 本学大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行う。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、大学院学則第28条の規定に基づき、以下の科目に区分する

(1) 演習および実習科目

(2) 講義科目

(修了単位)

第3条 本学博士前期課程および博士後期課程を修了するためには、前条に定める(1)、(2)の科目群から必要単位数を含め、博士前期課程は30単位以上、博士後期課程は14単位以上を修得しなければならない。博士前期課程、博士後期課程の教育課程等の概要については、別表1)、別表2)に定める。

第4条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業および研究指導を行うことができる。

(教育課程および履修方法)

第5条 授業科目および単位数並びに履修方法は次に示す。

### 博士前期課程履修単位

1. 共通必修科目	4単位
看護学研究法特論M	(内訳: 2単位)
疫学統計学M I	(内訳: 2単位)
2. 共通選択科目	8単位
3. 自己専門領域必修科目 (地域看護学領域のみ 15単位)	14単位
4. その他 (自己専門領域以外の他領域の特論M 4単位を含むこと)	4単位以上
修了に必要な単位	30単位以上

### 博士後期課程履修単位

1. 共通必修科目	4単位
看護学研究法特論D	(内訳: 2単位)
疫学応用統計学D	(内訳: 2単位)
2. 自己専門領域必修科目	10単位
修了に必要な単位数	14単位以上

2 研究指導の内容については、専攻において定める。

(履修すべき科目の登録)

第6条 学生は、履修する各自の研究分野を定めて、その目的に適するよう指導教員の指示により、授業科目を履修するものとする。

2 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第7条 大学院学則第34条の規定に基づき、本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、本学の大学院生に他大学大学院の科目を履修することを許可する。このようにして修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、大学院生が休学することなく、外国の大学院に留学した場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 大学院学則第35条の規定に基づき、本学大学院が教育上有益と認めるときは、大学院生が、入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

3 単位認定する科目は看護学研究科委員会で決定する。

(単位の認定)

第9条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者が定める。

(授業の運営)

第10条 大学院学則に基づき、看護学研究科特別研究等の授業の運営および実施に関する詳細は別途定める。

(授業科目の評価)

第11条 大学院学則第33条に定める成績は、下記の評価基準により認定する。

評価点等	評語	可否等	評価基準
100～80点	A	合格	到達目標に達成している (Very Good)
79～70点	B		到達目標に達成しているが不十分な点がある (Good)
69～60点	C		到達目標の最低限は満たしている (Pass)
60点未満	D	不合格	到達目標の最低限を満たしていない (Failure)

2 学則以外に定める評価は、下記の基準により実施する。

評価点等	評語	可否等	点数
試験欠席	E	不合格	試験不受験、課題未提出により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
授業放棄	F		出席不足等により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
認定	N	認定	本学以外で修得したもので本学が単位認定したもの (Credit given under Credit provision)

(課程の修了要件)

第12条 博士前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、本学大学院看護学所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。その概要は別表1)、に定める。

2 博士後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学し、本学大学院看護学研究科所定の科目14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。その概要は別表2)、に定める。

- 3 長期履修生等については、学位取得までのプロセスは博士前期課程については前述1項を、博後期課程については2項を準用する。

(学位の授与)

第13条 博士前期課程を修了した者に修士(看護学)の学位を授与し、博士後期課程を修了した者に博士(看護学)の学位を授与する。

- 2 修士および博士の学位の授与については、別途定める。

(学位論文、最終試験)

第14条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、研究科委員会において審査決定する。

- 2 審査決定の方法は、別途定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年9月28日から施行する。